

建設業者の皆様へ

秋田県では、建設業の厳しい経営環境を踏まえ、次のとおり、年末年始の支払い手続きの迅速化と資金調達の円滑化に向けた対応を図っています。

- 1 工事検査や工事請負代金の請求書受領後の支払い手続きの迅速化に努め、年内に支払い可能な工事については速やかに手続きを行います。
- 2 中間前金払及び部分払の支払いについても、1と同様に、迅速かつ適切な対応に努めます。
- 3 11月4日から、県発注工事の工事請負代金債権を担保に融資が受けられる流動資産担保制度について、資金調達の円滑化をさらに推進するため、出来高2分の1以上の時点で債権譲渡を認めていた従来の要件を、出来高ゼロの時点でも債権譲渡承諾できるよう緩和しています。
- 4 また11月4日からは、「安心実現のための緊急総合対策」を受けて創設された地域建設業経営強化融資制度が利用できるよう、従来の下請セーフティネット債務保証事業に加えて、工事請負代金の債権譲渡を認めることとしています。

建設管理課 建設業班